

一九〇二年サンガ法の制定と

クルーバー・シーウィチャイ事件

石井米雄

クルーバー・シーウィチャイは、チェンマイ近郊の山寺ワット・ドリーステープに至る山道の建設者として著名な北タイの僧侶である。本報告は、強烈なカリスマ性をそなえたこの高僧が、バンコクのサンガラージャ「統一サンガの長」により謹慎を命じられた一件に注目して、本世紀初頭に開始され、現在ほぼ完成の域に達したタイ・サンガの組織化と世俗権力への従属過程、ならびにその結果として形成されたタイ・サンガの性格について考察する。

バンコクを中心をもつ十九世紀末のタイ・サンガは、個別寺院に對する有效な管理装置を缺いていたため、首都から遠く離れた地方寺院の管理は、各寺院の大幅な自治にゆだねられていた。一八九七年に制定された「地方行政法」によって代表されるタイ國地方行政機構の中央集権化の進展と平行し、形式的には一九〇二年の「サンガ管理法」を契機として、地方寺院に對する中央の統制はしだいに強化され、タイ・サンガの「エクレシア」化(Becker 1932)が進行していった。

十四世紀以來、獨自の文化的傳統を保持してきたチェンマイ地方の諸寺院は、こうしたバンコク中心のサンガ支配體制への強制的編入につよい反撥を示したが、やがて「ユアン派」としてのアイデン

ティティを喪失し、統一サンガ「カナ・ソング・タイ」の一部となるに至る。クルーバー・シーウィチャイ事件は、こうした歴史的過程にみられる北タイ・サンガの反抗の事例であると同時に、その抵抗の限界を示した象徴的な事件として注目される。

漢書西域傳序語について

池田雄一

前漢時代の西方への進出は、匈奴對策としての色彩を強くもつものであり、大別すると、(I)高祖七年～武帝元光二年(匈奴の優勢期)、(II)武帝元光二年～元帝建昭三年(漢・匈奴抗爭期)、(III)元帝建昭三年～光武帝建武二十四年(漢・匈奴和平期)の三期に分けられる。このなかで、第二期(II)目は、さらに①武帝元光二年～武帝征和四年、②武帝征和四年～宣帝本始二年、③宣帝本始二年～元帝建昭三年の三期に分けて特色附けられるが、漢書西域傳序語は、この第二期(II)を中心に漢の西方進出の過程を要領よく整理している。

この意味で漢書西域傳序語は、恰好の入門書としての役割を果たしてくれるが、簡潔だけに、個別の具體的事實關係とその背景については、必ずしも充分に解明され盡されている、ともいえないようである。

そこで、前述の第二期(II)の時期を中心に、一、二の問題點について教示をえたいと考えている。